

くまもの  
文化財

# ＝古代踊り＝

八代郡泉村久連子



「古代踊り」は、平家の落人伝説で知られる秘境五家荘の久連子に伝承された民俗芸能で、太鼓踊り、白太鼓踊りと呼ばれてきました。

その起源は明らかではありませんが、「肥後国五ヶ荘図誌」などの記録によると江戸時代にはすでに行われていたことがわかります。

踊りは、毎年お盆と八朔と秋の彼岸に行われます。「拾七」「高き山」などいくつかの演目があります。いずれも鉦のリズムにリードされて、胸につるした太鼓を打ちながら、足で拍子をとって踊りますが、途中全員で歌う歌が入ります。全体的に素朴で単調な動作のくりかえしですが、古風な歌と優雅な所作が不思議なムードをかもし出します。

頭にかぶる笠は、県の天然記念物に指定されている久連子鶏の黒味がかった長い尾羽をぎっしりつけた独特の珍らしいものです。

太鼓踊りは県南部各地で数多く残されており、球磨地方のものとも異なり、これと類似の芸能は他に見あたらないようです。

## 明日の熊本 熊本県の農業について

馬場道夫

皆様に承知のとおり、現在、我が国の農業を取り巻く内外の諸情勢は、依然として厳しいものがあります。しかし、我が国農業の現状をみますと、農業労働力の農外流出や農地のかい廃は鈍化しつつあるものなお、これらの動きは依然として根強いものがあります。また、最近の農産物の需給の推移をみますと、米の生産が過剰基調を強める一方増産の必要な麦、大豆等畑作物の生産は伸び悩みの傾向にあり、畜産についても生産は伸びているものの輸入飼料に大きく依存している実情にあります。

このような情勢の中で、先般策定公表された第三次全国総合開発計画において、九州は総合的な食糧供給基地として位置づけられたわけですが、その九州各県の中で最も農業粗生産額が大きいのが熊本県でその額は昭和五十一年において三千百五十三億円にのぼっています。

これを個別農産物についてみてみますと、一位米、二位豚、三位草、四位たばこ、五位肉用牛となっており、全国又は九州と比較した場合、い草、たばこ等の工芸農作物のウェイトが大きくなっています。また、地域別にみますと、県中央の平坦部を中心に機械化導入に適した水田地帯、県北部の鹿木、植木を中心とするすいか、メロン等の野菜産地、八代平野のい草栽培地帯、阿蘇の草地畜産地帯など各地で多彩な農業生産が行われています。

ところで私は昨年の八月十五日付けをもって九州農政局長に任じられました。残念ながら九州農政局のある熊本県の農業をつぶさに見たわけではありません。しかし、豊富な粗飼料基盤があり、三全総においても更に今後の草地造成、改良が期待されている阿蘇地域や農用地開発事業が行われている羊角湾・矢部地域には現地へ行き、自分の眼で見て参りました。特に阿蘇においては、実践的な調査・研究を行っておられる県の畜産試験場阿蘇支場や、もとは入会原野であったところを借り受け、大規模な共同牧場を建設し、順調な発展を遂げられている若き農業者を見、今後の熊本県農業の発展に大きな期待を抱いたところでありました。

しかし、今後の熊本県農業、さらには九州農業を考える場合、まだ様々な課題が残されています。まず第一に、これは全国的な問題であり、先にふれたところであり、米は過剰化傾向である一方、増産の必要な畑作物の生産が伸び悩むという状況があります。これに對して農林省は、長期的視点に立って、米の消費拡大を積極的に推進しつつ、米の生産を計画的に調整し、飼料作物、麦、大豆等の生産拡大とその農業経営における定着化を図り、もって需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造の確立を期することとし、昭和五十三年以降、新たに水田利用再編対策を実施することとした次第であります。そしてこれに基づく五十三年度の転作等目標面積及び予約限度数量を定めました。その目標値は需給事情を反映して相当大きな数字になっております。この目標を達成するためには、生産者ももとより、関係行政機関、農業団体各位に並々ならぬ御苦勞をわづらわすこととなりますが、これは、我が国農業の新しい展開のため避けて通れない厳しい試練ともいべきものであり、御協力いただきたいと思っております。

第二に農用地の確保、開発及び整備であります。熊本県においても都市化の進展の下で農地が減少し、今後も九州縦貫道や九州新幹線の貫通、工場の進出などで、この傾向は根強いと思われまます。このため、優良農用地を確保する一方、低利用原野、草地の残存している阿蘇地域などの開発を進める必要があります。また、土地基盤整備については、熊本県は九州全体からみれば比較的進んでいます。全国的にはなお遅れており今後、生産構造の再編とあいまってその進展が望まれます。

第三に新しい「むらづくり、ひとづくり」を進めることです。三全総においては、定住圏構想が打ち出され、生産、生活及び自然環境の調和のとれた総合的な地域環境の整備の必要性が述べられております。農村においても混住化、兼業化が進み農村住民相互間の連けが薄れ、生活環境整備の遅れに對する不満も強まっています。農業生産面では裏作をはじめ農地の利用率が低下し、一部では遊休地がありながら、一方畜産農家が飼料畑が無くて困っているなどこれが農地の流動化、規模拡大に結びつかないという状況また、同じ地域内で畜産公害があり、一方野菜畑では堆きゅう肥不足に伴い地力低下があるという状況もみられます。これらの問題を解決するためには、地域の各機関、住民が話し合い、その地域に於いて最も必要なもの、可能なものから計画を策定し、実行していくことが必要です。五十二年度から始まった地域農政特別対策事業はそのような趣旨で行われています。地域全体として農業の生産性を高め、生活環境の整備を進めることは農業の担い手育成にもつながることだと思っております。

## 私の提言



最近、農産物の国際需給は、主産国での良好な生産等により在庫水準の回復がみられますが、今後の人口増加、畜産物の需要増大、生産の不安定性の要因を考慮すれば、先行き予断は許されません。

一方、我が国農業の現状をみますと、農業労働力の農外流出や農地のかい廃は鈍化しつつあるものなお、これらの動きは依然として根強いものがあります。また、最近の農産物の需給の推移をみますと、米の生産が過剰基調を強める一方増産の必要な麦、大豆等畑作物の生産は伸び悩みの傾向にあり、畜産についても生産は伸びているものの輸入飼料に大きく依存している実情にあります。

このような情勢の中で、先般策定公表された第三次全国総合開発計画において、九州は総合的な食糧供給基地として位置づけられたわけですが、その九州各県の中で最も農業粗生産額が大きいのが熊本県でその額は昭和五十一年において三千百五十三億円にのぼっています。

これを個別農産物についてみてみますと、一位米、二位豚、三位草、四位たばこ、五位肉用牛となっており、全国又は九州と比較した場合、い草、たばこ等の工芸農作物のウェイトが大きくなっています。また、地域別にみますと、県中央の平坦部を中心に機械化導入に適した水田地帯、県北部の鹿木、植木を中心とするすいか、メロン等の野菜産地、八代平野のい草栽培地帯、阿蘇の草地畜産地帯など各地で多彩な農業生産が行われています。

ところで私は昨年の八月十五日付けをもって九州農政局長に任じられました。残念ながら九州農政局のある熊本県の農業をつぶさに見たわけではありません。しかし、豊富な粗飼料基盤があり、三全総においても更に今後の草地造成、改良が期待されている阿蘇地域や農用地開発事業が行われている羊角湾・矢部地域には現地へ行き、自分の眼で見て参りました。特に阿蘇においては、実践的な調査・研究を行っておられる県の畜産試験場阿蘇支場や、もとは入会原野であったところを借り受け、大規模な共同牧場を建設し、順調な発展を遂げられている若き農業者を見、今後の熊本県農業の発展に大きな期待を抱いたところでありました。

しかし、今後の熊本県農業、さらには九州農業を考える場合、まだ様々な課題が残されています。まず第一に、これは全国的な問題であり、先にふれたところであり、米は過剰化傾向である一方、増産の必要な畑作物の生産が伸び悩むという状況があります。これに對して農林省は、長期的視点に立って、米の消費拡大を積極的に推進しつつ、米の生産を計画的に調整し、飼料作物、麦、大豆等の生産拡大とその農業経営における定着化を図り、もって需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造の確立を期することとし、昭和五十三年以降、新たに水田利用再編対策を実施することとした次第であります。そしてこれに基づく五十三年度の転作等目標面積及び予約限度数量を定めました。その目標値は需給事情を反映して相当大きな数字になっております。この目標を達成するためには、生産者ももとより、関係行政機関、農業団体各位に並々ならぬ御苦勞をわづらわすこととなりますが、これは、我が国農業の新しい展開のため避けて通れない厳しい試練ともいべきものであり、御協力いただきたいと思っております。

第二に農用地の確保、開発及び整備であります。熊本県においても都市化の進展の下で農地が減少し、今後も九州縦貫道や九州新幹線の貫通、工場の進出などで、この傾向は根強いと思われまます。このため、優良農用地を確保する一方、低利用原野、草地の残存している阿蘇地域などの開発を進める必要があります。また、土地基盤整備については、熊本県は九州全体からみれば比較的進んでいます。全国的にはなお遅れており今後、生産構造の再編とあいまってその進展が望まれます。

第三に新しい「むらづくり、ひとづくり」を進めることです。三全総においては、定住圏構想が打ち出され、生産、生活及び自然環境の調和のとれた総合的な地域環境の整備の必要性が述べられております。農村においても混住化、兼業化が進み農村住民相互間の連けが薄れ、生活環境整備の遅れに對する不満も強まっています。農業生産面では裏作をはじめ農地の利用率が低下し、一部では遊休地がありながら、一方畜産農家が飼料畑が無くて困っているなどこれが農地の流動化、規模拡大に結びつかないという状況また、同じ地域内で畜産公害があり、一方野菜畑では堆きゅう肥不足に伴い地力低下があるという状況もみられます。これらの問題を解決するためには、地域の各機関、住民が話し合い、その地域に於いて最も必要なもの、可能なものから計画を策定し、実行していくことが必要です。五十二年度から始まった地域農政特別対策事業はそのような趣旨で行われています。地域全体として農業の生産性を高め、生活環境の整備を進めることは農業の担い手育成にもつながることだと思っております。